

# 一宮市工事積算システム要件仕様書

令和元年11月

一宮市建設部・まちづくり部

# 一宮市工事積算システム要件仕様書

## (建設部・まちづくり部)

### 第1章 総則

#### 第1条 適用範囲

本要件仕様書は、一宮市（以下「本市」という。）が導入予定の「一宮市工事積算システム」（以下「システム」という。）に関する導入及び保守業務（以下、総称する場合は「本業務」という。）及び本業務を施行する事業者（以下「事業者」という。）に適用するものとする。

ただし、システムの調達にあたっては、「建設部及びまちづくり部」、「上下水道部」で一部仕様が異なり、事業者との契約締結を部ごとで別に行う。本要件仕様書は、建設部及びまちづくり部の仕様を示すものである。

#### 第2条 業務の目的

一宮市建設部・まちづくり部・上下水道部にて使用中の「一宮市土木工事積算システム」については、平成27年度に現行システムが導入され、同年10月1日より運用を開始し、各事業担当課発注の工事及び委託業務の積算に使用されてきた。

令和2年9月30日をもって、運用開始から5年が経過し、現行契約の期間満了を迎えるとともに、以後の現行システム保守サポートも終了するため、改めて「一宮市工事積算システム」を調達する必要がある。

また、平成29年3月に策定された「働き方改革実行計画」により示された週休2日工事の推進や令和元年6月の「公共工事品質確保促進法」、「公共工事入札契約適化法」、「建設業法」の一体的改正（所謂「新・担い手3法」）など、大きな社会情勢の変化の中で、より優れた次期積算システムを調達することにより、このような社会情勢の変化に柔軟に対応し、より効率的かつ合理的な積算・発注事務に資することを目的とする。

#### 第3条 業務の内容

本業務は、必要なソフトウェア及びハードウェアを調達、設定を行い、システムの導入を図るとともにシステム保守・運用サポート等とする。

#### 第4条 準拠する法令等

本業務は、本要件仕様書によるほか以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (2) 一宮市会計に関する規則（昭和40年4月1日規則第12号）
- (3) 一宮市契約規則（昭和50年5月20日規則第16号）
- (4) その他本業務に関する法令・規則等

#### 第5条 計画書等の提出

事業者は、本業務着手に先立ち、速やかに着手届、導入担当者届、導入工程表、実施計画書等を提出して本市の承認を受けるものとする。なお、保守管理業務着手の際にも、着手届、保守管理担当者届等を提出して本市の承認を受けるものとする。

#### 第6条 業務の打合せ

事業者は、導入業務実施前及び期間中は、本市との打合せを密に行い、重要事項等については緊密な連絡を保ち業務を履行するものとする。又、事業者は業務打合せの記録簿を2部作成し、本市、事業者各1部ずつ保管するものとする。

#### 第7条 手続き及び損害賠償

本業務に必要な諸手続きは、事業者の責任において行い、その写しを本市に提出しなければならない。又、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任は事業者が負い、発生原因、経過、被害等の状況を本市に速やかに報告すると共に指示に従うものとする。

#### 第8条 検査

導入業務においては、必要に応じて中間検査を行い、業務完了時に完了検査を実施するものとする。

#### 第9条 完了

本業務は、完了届、成果品納品書とともに「第29条 成果品」に示す成果品を納品し、完了検査合格により完了とするものとする。

#### 第10条 成果品の瑕疵

事業者の過失、又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合には、本市の必要と認める修正、補正及びその他必要な作業は事業者の負担で行うものとする。

なお、本システムの瑕疵担保責任は成果品引渡し後、1年間とする。

#### 第11条 疑義

本要件仕様書並びに「第4条 準拠する法令等」に明示なき事項又は疑義を生じた事項については、本市と事業者はその都度協議し、事業者は本市の指示に従うものとする。

#### 第12条 権利の帰属

本業務における権利の帰属については次のとおりとする。

##### (1) ソフトウェア

- ① 本業務において構築したソフトウェアの内、本市独自のカスタマイズの所有権は、本市が有する。
- ② 本業務において構築したソフトウェアの内、基本エンジン及びパッケージ型ソフトウェアについては、事業者又は当該ソフトウェア製造元が著作権を有し、本市は使用権を有する。

##### (2) データ

- ① 本業務で調達した市販データの著作権等の権利は、当該データの製造元が有する。

- ② 本市が貸与した資料に基づく成果品データの著作権等の権利は、本市が有する。
- 2 事業者は、本業務によって生じる権利もしくは義務を第三者へ譲渡し、継承してはならない。

### 第13条 秘密の保持

事業者は、本業務を通じて知り得た情報は業務中はもちろんのこと、完了後も第三者にもらしてはならない。

### 第14条 業務期間

本業務の実施期間は、以下のとおりとする。

- (1) 本システム導入期間 : 契約日 ~ 令和2年9月30日 (概ね6か月)
- (2) 本システム保守期間 : 令和2年10月1日 ~ 令和7年9月30日 (5年間)

## 第2章 基本条件

### 第15条 利用対象

本システム利用対象は次のとおりとする。

項目	建設部・まちづくり部
サーバーライセンス	1本
クライアントライセンス	16本
クライアントPCのインストール台数	75台
クライアントPCの設置場所	一宮市役所本庁舎

### 第16条 本システム要件

本システムは、以下の要件にて構築するものとする。

- (1) システム構成は、本市の本庁舎内サーバールームにある仮想化基盤サーバを利用するものとする。なお、建設部及びまちづくり部、上下水道部それぞれでシステム用サーバーを構築するものとする。
- (2) データは常時サーバーにて管理ができるものとする。また、作業終了後にはクライアントPC側にデータを残さないようにするものとする。
- (3) システム用サーバーとクライアントPCは本市の庁内ネットワークを利用して通信を行うものとする。なお、詳細については『第17条 ネットワーク環境』を参照すること。
- (4) 提供する仮想化基盤サーバーの機器環境及び利用条件は以下を想定しており、リソース設定作業は本市と協議し指示に従うものとする。また、これ以上のリソースが必要な場合は事業者が準備することとなるため、必ず確認を行うこと。

項目	機器環境及び利用条件
OS	Windows Sever 2016
CPU	2.1GHz 4コア
メモリ容量	8GB
ハードディスク容量	500GB程度 (1サーバーあたり)

- (5) データベースソフトが必要な場合は、事業者が準備すること。
- (6) ウイルス対策、バックアップの取得は本市にて実施する。

- (7) 仮想マシンのため、CD/DVDドライブ、USBなど外部デバイスは使用不可とする。
- (8) 利用者の視点に立った高度なアクセシビリティを実現するシステムとする。
- (9) 将来のライセンス追加や、業務機能の追加が容易に可能なシステムとする。
- (10) 機能要件については、「別紙：一宮市工事積算システム要求機能表」を参照すること。なお、要求機能表は建設部及びまちづくり部、上下水道部共通とする。

#### 第17条 ネットワーク環境

本市のネットワーク環境は次のとおりであり、本環境下での稼働を保証するものとする。

- (1) 既存ネットワークの帯域（庁内LAN）：1Gbps
- (2) クライアントPCの接続方法：有線LAN
- (3) インターネット接続：分離により不可

#### 第18条 クライアントPC環境

クライアントPCは職員が常時使用している既存PCを利用するものとする。既存PCのOSはWindows 7 Professional(32ビット)又はWindows 8/8.1 Professional(64ビット)、Windows 10 Professional(64ビット)のいずれかである。また、今後リリースされる新しいバージョン(OS等)、機能更新プログラムの適用にも無償で対応できることとし、今後想定される動作環境があれば柔軟に対応すること。また、通常使用しているブラウザはInternet Explorer11であるが、今後必要に応じて新しいブラウザ等に柔軟に対応すること。

なお、クライアントPCの故障時、更新時等における再インストール作業は職員にて実施するため、円滑に作業を実施できるよう作業手順書等を作成するなどし、作業支援を行うものとする。

### 第3章 工事積算システム導入要件

#### 第19条 基本要件

本業務はパッケージングシステムをベースとした新システムの導入であるが、以下の基本仕様を全て満たすものとする。

- (1) 『第25条 積算基準・歩掛データ』及び『第26条 単価データ』に示す各データを搭載し、本市が発注する公共工事及び委託業務の仕様に沿った積算機能を有するシステムであること。
- (2) 自治体（本市含む）において導入実績があり、運用中（公告日時点）のシステムであること。
- (3) 「あいち土木技術・電算連絡協議会」の配信する単価データの取り込みが可能なシステムであること。

#### 第20条 計画準備・導入作業・要件定義等

事業者は、業務を円滑に遂行するため、作業毎に作業手順、工程計画、業務体制についての計画を立案し、実施計画書として取りまとめ本市の承認を得るものとする。

- 2 クライアントPCへのソフトウェアのインストール作業はじめ導入作業については本市と協議のうえ、業務に支障が出ないよう計画策定を行うものとする。
- 3 システム化領域の確定、制約条件の整理、「別紙：一宮市工事積算システム要求機能表」に基づいた本市が求める機能・非機能要件の体系化を行い、要件定義書として取りまとめるものとする。

## 第21条 ソフトウェアの管理セキュリティ機能

システム使用者一人ずつにログインID（ユーザー名）とパスワードを付与し、そのログインIDとパスワードが一致しないとログインすることが出来ないシステムとする。また、各データ保護のため、ログインIDパスワードによって以下の制限を設定できるセキュリティ機能を有するものとする。

- (1) 第三者の設計書に対する更新制限
  - (2) 第三者の設計書に対する閲覧制限
  - (3) 単価の登録及び更新制限
  - (4) 経費の登録及び更新制限
- 2 クライアントPC端末に使用履歴情報を蓄積できるものとする。
  - 3 システム管理者は、リアルタイムでログインしているユーザー名、使用端末PC名、IPアドレス、ログイン開始時刻及び経過時刻を確認できるものとする。

## 第22条 ソフトウェア導入・設定

事業者は、第20条第3項にて取りまとめた要件定義書にて定義した機能を満たしたシステムのパッケージソフトウェアを納入するものとする。

- 2 本市にて仮想化基盤サーバーのOSのインストールまでを実施するため、それ以降の必要な設定作業は事業者にて実施するものとする。
- 3 構築する仮想化基盤サーバーにおいて、IPアドレス及びマシン名は本市が指名するものとする。
- 4 導入時のみクライアントPCへのソフトウェアインストール作業は事業者にて実施するものとする。
- 5 導入時には『第25条 積算基準・歩掛データ』及び『第26条 単価データ』に示す各データを搭載、設定したうえで納入するものとする。
- 6 これらの設定作業に伴うセキュリティ対策については一宮市情報セキュリティポリシーに基づき協議を行い、実施するものとする。

## 第23条 操作マニュアル作成

操作研修時やその他操作が分からない場合に利用する操作マニュアルを作成するものとする。

## 第24条 操作研修

本システムの利用の定着化を目的とし、本市の要請により操作研修を実施するものとする。操作研修に配布する資料等は、事業者が必要部数用意するものとする。なお、操作研修は対象職員数等を考慮し、計画的に実施するものとする。

## 第25条 積算基準・歩掛データ

下表に示す積算基準書に対応又は準拠した歩掛データが実装され、各積算基準に基づく積算及び経費計算ができるものとする。

番号	資料名	出版元
1	積算基準及び歩掛表（その1、その2）	公益財団法人 愛知県都市整備協会 編
2	国土交通省土木工事標準積算基準書（共通編）	一般財団法人 建設物価調査会 発行
3	国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編）※トンネル工を除く	一般財団法人 建設物価調査会 発行
4	国土交通省土木工事標準積算基準書（電気通信編）	一般財団法人 建設物価調査会 発行
5	災害復旧工事の設計要領	公益社団法人 全国防災協会 編集・発行
6	造園修景積算の手引き	一般財団法人 建設物価調査会 発行
7	公園・緑地の維持管理と積算	一般財団法人 経済調査会 発行
8	農林水産省土地改良工事積算基準（土木工事）	一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 発行
9	農林水産省土地改良工事積算基準（施設機械）	一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 発行
10	農林水産省土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）	一般社団法人 農業農村整備情報総合センター 発行
11	橋梁架設工事の積算（第2章 鋼橋編／第3章 PC橋編／第4章 橋梁補修編）	一般社団法人 日本建設機械施工協会 発行
12	設計業務等標準積算基準書／設計業務等標準積算基準書（参考資料）	一般財団法人 経済調査会 発行

## 第26条 単価データ

「あいち土木技術・電算連絡協議会」の配信する単価データを取り込むことができるものとする。なお、導入時においては運用開始月の最新単価データを搭載したうえで納入するものとする。また、当該単価データは、毎月更新されるため、年間12世代（5年間で60世代）以上の単価

世代を作成できるものとする。

- 2 建設部及びまちづくり部が独自に作成している設計単価について、導入時のみ積算に使用できる単価データとして整備、搭載したうえで納入するものとする。なお、導入時点において建設部及びまちづくり部作成の設計単価の数量規模は約400個である。
- 3 下表に示す市販単価データを取り込むことができるものとする。なお、導入時には運用開始月の最新単価データを搭載したうえで納入するものとする。

番号	資料名	出版元
1	Web 建設物価	一般財団法人 建設物価調査会 発行
2	季刊 土木コスト情報	一般財団法人 建設物価調査会 発行
3	積算資料電子版	一般財団法人 経済調査会 発行
4	季刊 土木施工単価	一般財団法人 経済調査会 発行

## 第4章 工事積算システム保守要件

### 第27条 基本要件

システム導入後、「第14条\_(2)\_本システム保守期間」に示す運用期間中、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持するとともに、必要な積算基準及び歩掛データ、単価データの更新作業等を実施するものとする。

### 第28条 保守サポートサービスレベルの規定

事業者は、本市と協議のうえ、本システム運用後における運用保守サポートレベルを以下の内容を踏まえ規程すること。なお、運用上の問題等が発生した場合、事業者と本市の協議のうえ、内容の見直しを行うことが出来るものとする。

#### (1) 本システムに関する問い合わせ対応

本システムの操作方法、運用方法等の問い合わせに対し、電話、FAX、電子メール等にて対応するものとする。なお問い合わせに対する対応時間帯は平日の午前9時～午後5時15分までを基本とする。

#### (2) 障害発生時の原因特定及び復旧

本システムに障害が発生した場合、事業者は速やかに障害原因の特定を行い、システムを正常かつ円滑に運用できるように復旧する。本市が必要と判断した場合は、速やかに技術者等を派遣するなど手段を講じるものとする。ただし、祝祭日、年末年始、事業者が事前に通知した休業日は除くものとする。

#### (3) 積算基準・歩掛データの更新

システム運用期間中において、「第25条 積算基準・歩掛データ」に示す積算基準書等が改定された場合、速やかに本市に訪問し、その改訂に伴い更新された積算基準・歩掛データをシステムに適用し、継続的にシステムを正常、かつ円滑に運用できる環境を整えるものとする。なお、作業を実施する際は、事前に本市と協議のうえ、業務に支障とならないよう実施するものとする。



(4) 単価データの更新

システム運用期間中において、下表に示す単価データを更新するものとし、更新対象単価データ及び更新頻度は下表を参照するものとする。なお、更新作業については本市に訪問のうえ実施するものとする。

番号	資料名	出版元	建設部及び まちづくり部
1	Web 建設物価	一般財団法人 建設物価調査会 発行	年12回
2	季刊 土木コスト情報	一般財団法人 建設物価調査会 発行	年4回
3	積算資料電子版	一般財団法人 経済調査会 発行	年12回
4	季刊 土木施工単価	一般財団法人 経済調査会 発行	年4回

(5) システムの改良

システムを常に正常な状態で運用するため、必要に応じ、ソフトウェアの改良版（ソフトウェアの修正・変更版、マイナーバージョンアップ版をいう。）をシステム設置場所に訪問のうえ、インストール作業を行い、継続的にシステムを正常、かつ円滑に運用できる環境を整えるものとする。

(6) 保守対象外

- ① 取扱い上の不注意など本市の使用上の責に帰する事由
- ② 火災、風水害、地震等の天災地変及びその他不可抗力による障害
- ③ マニュアルに記載された操作方法以外の方法により発生した障害
- ④ PC、OSの入れ替えに伴う再インストール
- ⑤ 当初初期設定からの機能変更

## 第5章 成果品

### 第29条 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

(1) 導入業務

- ① 業務報告書 1式
- ② システム要件定義書 1式
- ③ 工事積算システム（使用権）※各部必要ライセンス分 1式
- ④ ハードウェア機器等 1式
- ⑤ 搭載データ 1式
- ⑥ 操作マニュアル 1式
- ⑦ その他本市が必要と認めたもの若しくは、事業者が必要としたもの 1式

(2) 運用保守業務

- ① 運用保守業務報告書（1回/年提出） 1式
- ② 障害発生報告書（障害発生時、作業完了次第提出） 1式
- ③ その他本市が必要と認めたもの若しくは、事業者が必要としたもの 1式

一宮市工事積算システム要求機能表

項目番号	大分類	中分類	小分類	重要	内容	備考	実現の可否
1	システム要件全般	基本要件	工事積算機能	○	本市が求める「積算基準・歩掛データ」、「単価データ」を搭載し、市が発注・施行する工事の仕様に沿った積算機能を有する。	【要件仕様書 第19条(1)】 「積算基準・歩掛データ」は「一宮市工事積算システム要件仕様書 第25条」を参照すること。「単価データ」は「一宮市工事積算システム要件仕様書 第26条」を参照すること。	
2			指定単価取込機能	○	「あいち土木技術・電算連絡協議会」が配信する単価データが取り込み可能なシステムであること。	【要件仕様書 第19条(3)】 「建設部・まちづくり部」、「上下水道部」共通事項とする。	
3				○	平成23年度まで「公益財団法人 愛知水と緑の公社」が配信していた単価データと同形式のデータが取り込み可能なシステムであること。	【要件仕様書 第26条】 「上下水道部」のみの要求事項とする。	
4		基本構成	積算体系	○	「新土木工事積算大系」に対応し、複数の「レベル0_事業区分」および「レベル1_工事区分」から任意に選択できること。		
5			積算構成	—	「新土木工事積算大系」により作成した設計書に、工種選択により作成した代価表および単価表を追加して積み上げた設計書を作成できること。		
6			基本表示	一覧表示	—	設計書を一覧として表示し、設計書作成、編集できるシステムであること。	
7	基本積算機能	設計書設定	名称・規格	—	設計書の名称・規格等の入力文字数は全角100字程度まで入力できること。		
8			適用単価年月日	○	積算に使用する「適用単価年月日」は設計書ごとに設定が可能であること。		
9			単価データ	—	単価データは、表示する年度や種別の優先順位を設定できること。		
10			フォルダ	—	フォルダを作成し、設計書を設定した任意のグループごとに分類できること。	任意のグループとは、「課」、「グループ」、「年度」等とする。	
11		積算機能	代価表自動積算	○	歩掛の条件を選択または数値を入力することにより、自動的に代価表を作成できること。		
12				—	代価表自動積算において、数値を入力する際には、基準値以外の値も直接入力できること。		
13			代価表参照作成	—	登録代価(共通代価)を元に別の代価表を作成できること。また、作成した代価表の内容を画面上で確認できること。		
14			任意作成	○	単価、代価、経費、帳票を発注者独自に作成、登録、編集することができること。		
15			注釈行	—	注釈行を作成できること。		
16			単価決定	○	搭載する市販単価データのうち、「Web建設物価」及び「積算資料電子版」の両誌に掲載されているものについては、自動で平均金額を計算できること。		
17	労務単価		—	設計書ごとに、労務単価の標準、夜間、深夜の金額を自動で切替できること。また、労務単価の補正箇所は、一目で分かるように設計書画面内に明示されること。			
18	損料計算		—	損料の基礎価格やその他に必要な事項を入力することにより、建設機械等損料表の13欄・15欄の損料計算を自動で行うことができること。			
19	間接工事費対象外設定		—	直接工事費内の単価や表を間接工事費の対象としない設定を容易に行えること。			
20	桁等購入費等自動計算		—	経費計算時に、桁等購入費、処分費等、試験費などの自動計算ができること。			
21	端数処理		—	設計書内で任意に金額端数処理を行うことができること。			
22	計算機能		—	設計書の数量欄と単価欄に計算機能を有し、且つ備考欄に計算根拠を自動で表示できること。			
23	号番号		—	表の号番号を自動で振り分け、同一の表には同一の号番号を割り当てること。			
24	表示	出典表示	—	画面上で単価や工種の出典元(資料名、掲載頁数、地区名など)を確認できること。また、設計書内に出典元を自動的に表示できること。			
25		自動積算補助表示	—	代価表自動積算において、歩掛の資料元を表示すること。			
26			—	代価表自動積算において、歩掛の適用範囲を表示すること。			
27		諸雑費等	—	諸雑費や小計行の対象が一目で分かるように設計書画面内に明示されること。			
28		間接工事費対象表示	—	間接工事費の対象、対象外の単価や表を一覧で確認できること。			

一宮市工事積算システム要求機能表

項目番号	大分類	中分類	小分類	重要	内容	備考	実現の可否
29		編集機能	世代更新	○	設計書の世代更新ができること。		
30			マーキング機能	—	作成した代価表内の単価金額や数量等を編集した場合には、その箇所を自動的にマーキングする機能を有すること。		
31			既存設計書からの複写	—	過年度設計書や他の設計書の構成をプレビューで確認しながら、その一部または全部を複写できること。複写したデータは、最新世代のデータに更新できること。	複写できる単位は、内訳書、明細書及び代価表等を表単位、行単位で複写できるものとする。	
32			同一表編集同期	—	設計書内で同一の表が複数使用されている場合、一つの表の変更を他の表に適用できること。		
33			再実行	○	代価表自動積算にて作成済みの積算条件を変更し、再度自動積算を実行することができること。		
34		集計機能	総数量集計	—	設計書の中に存在する材料、製品、損料および労務の総数量を集計できること。		
35			要素別集計	—	工種別や材料、労務など要素別に数量集計し、調書を作成できること。		
36			施工日数集計	—	作成した設計書から数量と日当り施工量を抽出し、施工日数を集計できること。		
37		操作方法	複写・挿入・削除	○	複写、挿入および削除等の直接的な操作により、設計書を容易、かつ、効率的に作成できること。		
38			元に戻す・やり直し	○	直前の操作を取り消して元に戻すことができること。また、戻した後で、再び戻す前の操作の状態にやり直すことができること。なお、それぞれ10回分の操作を取り消して元に戻す、またはやり直しできること。		
39	その他		—	使用頻度の高い操作機能を中心に画面上部にアイコン表示できること。			
40	検索機能	既存設計書検索	—	過去に作成した設計書の中から、工事名をキーワードに、設計書を検索できること。			
41		同一工程・単価設計書検索	—	過去に作成した設計書の中から、単価や工程の文字列をキーワードに、その単価・工程が使用されている設計書を検索できること。			
42		単価・工程検索	○	名称、フリガナ、コードによる単価や工程の検索ができること。また、複数の文字列を入力することにより、and検索やor検索ができること。			
43	変更積算機能	変更設計積算	変更設計書作成	○	変更設計書を作成できること。		
44			変更設計書表示	—	変更設計書は当初設計と変更設計を上下段に表示ができること。		
45			複数世代単価	—	同一設計書内で複数の世代の単価を設定できること。		
46	応用積算機能	業務委託積算	業務委託積算機能	○	工事積算同様、「積算基準・歩掛データ」、「単価データ」を搭載し、市が発注・施行する業務委託の仕様に沿った積算機能を有する。	【要件仕様書 第19条(1)】 「積算基準・歩掛データ」は「一宮市工事積算システム要件仕様書 第25条」を参照すること。「単価データ」は「一宮市工事積算システム要件仕様書 第26条」を参照すること。	
47			業務委託経費計算	—	測量、地質調査、設計などの業務委託にかかる経費計算を1つの設計書の中で行うことができること。		
48		特殊な条件の積算	施工パッケージ型積算	○	「施工パッケージ型積算方式」に対応したシステムとして、補正計算式による施工パッケージ単価の作成ができること。また、補正計算式は画面で確認できること。		
49	週休2日制工事積算		—	週休2日制工事の積算において、各区分(4週6休、4週7休、4週8休)を選択することにより、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じる機能を有すること。			
50	施工箇所在工事積算		—	施工箇所が点在する工事の積算に対応した積算機能を有すること。			
51	各種経費計算・調整	合算経費積算	—	複数の設計書の合算経費の計算ができること。また、一度合算経費を計算した後で、合算対象設計書を追加できること。			
52		複数間接費	—	1つの工事に複数の間接費を作成することができること。	例)「土木工事」と「機械設備工事」や「工場製作」等		
53		経費率・金額編集	—	経費率又は経費金額を直接手入力にて編集することができること。			
54		工事価格調整機能	—	指定した予定工事価格になるように直接工事費及び間接費を編集する機能を有すること。			
55		間接費比較	—	算出条件、率、金額などが異なる複数の間接費のデータを作成でき、それらと比較、シミュレーションすることができること。			
56	その他	直接工事費逆算機能	—	工事価格から直接工事費を逆計算できること。			

一宮市工事積算システム要求機能表

項目番号	大分類	中分類	小分類	重要	内容	備考	実現の可否	
57	印刷機能	印刷設定	基本情報印刷	—	自治体名や部課名、日付の印刷設定ができること。			
58			金入り・金抜き印刷	○	金入りおよび金抜き設計書を印刷できること。			
59			抜き印刷	—	単位や項目ごとに抜き印刷設定ができること。			
60			諸雑費行印刷	—	諸雑費行を印刷する際に、率表示または一式表示を選択できること。			
61			個別印刷	—	ツリーやプレビューを見ながら選択した複数の帳票を個別に印刷できること。			
62			出典元印刷	—	工種や単価に割り当てたコード番号や出典元を設計書に印字できること。また、条件選択によりそれらを印字しないようにできること。			
63			経費条件印刷	—	間接費に係る経費区分を印刷することができること。			
64			PDFファイル印刷出力	—	印刷実行画面より設計書データをPDFファイルに印刷出力できること。	クライアントPCにPDF出力ソフトがインストールされている場合とする。		
65			印刷表示	印刷プレビュー	—	印刷プレビューを表示できること。		
66				ツリー表示	—	印刷前にツリー表示などで、設計書の階層や内容を確認できること。		
67	入出力機能	入力機能	設計書データ	—	PDFデータもしくは他のPCの同じソフトウェアから出力したデータを取り込むことができること。			
68			独自単価登録	—	独自単価について、名称、規格、金額などを入力した所定のExcelフォームを取り込み、発注者独自の単価データベースに登録できること。			
69		出力機能	総数量	—	集計した材料、製品、損料および労務費等の総数量の集計結果をCSVデータ等により出力できること。			
70			登録単価	—	登録された単価を一覧表形式でExcelファイル形式等で出力できること。			
71			施工日数	—	作成した設計書から数量と日当り施工量を抽出し、施工日数をExcelファイル形式等で出力できること。			
72			設計書データ	—	設計書をCSVデータや、他のPCの同じソフトウェアから読み込める形式でクライアントPC上に出力できること。			
73	管理機能	ユーザ管理及びセキュリティ管理	ユーザーID・パスワード	○	システムのユーザー一人ずつにログイン用ID(ユーザー名)とパスワードを発行でき、そのユーザー名とパスワードが合致しないとログインすることができないシステムであること。			
74			管理者ID・パスワード	○	ユーザーID及びパスワードとは別に管理者用のID・パスワードを発行し、マスターデータの編集権限を制限できること。※マスターデータは備考欄参照	マスターデータ:歩掛、単価、損料、施工パッケージ基準単価、丸め、単位、その他初期設定など		
75			制限設定	—	各データの保護のため、ログインID(ユーザー名)及びパスワードによって、制限を設定できること。※制限内容は備考欄参照	①第三者の設計書に対する更新制限 ②第三者の設計書に対する閲覧制限 ③単価の登録および更新制限 ④経費の登録および更新制限		
76			アクティブユーザ	—	システム管理者は、リアルタイムにログインしているユーザー名、ユーザーが使用している端末のコンピュータ名とIPアドレス、ログイン開始時刻とログイン経過時間を確認できること。			
77			使用履歴	—	クライアントPCに使用履歴情報を蓄積できること。			
78			データ管理	システムデータ	○	データは常時サーバーにて管理できるものとする。また作業終了後にはクライアントPC側にデータを残さないようにすること。		
79				設計書データ	—	設計書データは、年度および月度で管理できること。		
80				単価データ	—	単価データは年間12世代(5年間で60世代)以上の単価世代を作成、管理できること。		